

一般廃棄物処分業許可証

住所 千葉県市川市本行徳 2 5 5 4 番 6 3  
 氏名 株式会社 農業技術マーケティング  
 代表取締役 伊藤 秀幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。



市川市長 大久保 博 印

許可の年月日	平成 2 8 年 4 月 1 日
許可の有効期限	平成 3 0 年 3 月 3 1 日
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (食品残渣)
処分の内容	中間処理 (破碎・乾燥・発酵)
施設の場所及び処理能力	市川市本行徳 2 5 5 4 番地 6 3 破碎 24 t / 日、乾燥 42 t / 日 (7 t × 4、14 t × 1) 発酵 26 t / 日
条 件	1. 中間処理については、処理能力を超えて行わないこと。 2. 取扱廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散等がないよう措置を講ずること。 3. 残渣は適正に処理すること。
備 考	1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令等を厳守すること。 2. 許可の申請に係る事項につき変更があるときは、市と事前に協議を行い、その指示に従うこと。 3. 事故等があった場合は、速やかにその状況を報告し、市の指示を受けること。 4. 当月分の一般廃棄物処理業務実績報告書は翌月 10 日までに市に提出すること。 5. その他、市係員の指示に従うこと。
[当初許可年月 平成 1 4 年 1 0 月]	

この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、市川市長に異議申立てをすることができます。